

## 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収額が不足

1 件 不当金額(収入) 6億9904万円  
(前年度 1件 6億3590万円)

### 1 保険の概要

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。そして、従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっており、事業主は、日本年金機構の年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の届け書を提出することとなっている。

### 2 検査の結果

機構の15地域部<sup>(注)</sup>の管轄区域内に所在する164年金事務所が管轄する733事業主について、常用的に使用している就労者の被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、徴収額が6億9904万円(健康保険保険料2億6390万円、厚生年金保険保険料4億3513万円)不足していて、不当と認められる。

(注) 15地域部 北海道、東北第一、東北第二、北関東・信越第一、北関東・信越第二、南関東第一、南関東第二、中部第一、中部第二、近畿第一、近畿第二、中国、四国、九州第一、九州第二の各地域部

#### <事例>

A会社は、繊維製品製造業の業務に従事する従業員75人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち28人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の28人について調査したところ、同会社はこのうち13人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料425万円、厚生年金保険保険料697万円、計1122万円が徴収不足となっていた。なお、これらの徴収不足額は、全て徴収決定の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計
北海道	札幌東等10	117	45	607万 <sup>円</sup>	1031万 <sup>円</sup>	1639万 <sup>円</sup>
東北第一	仙台東等15	203	102	4692万	8034万	1億2726万
東北第二	盛岡等3	34	9	123万	217万	340万
北関東・信越第一	水戸南等9	141	66	1793万	2821万	4614万
北関東・信越第二	前橋等5	99	35	492万	601万	1093万
南関東第一	千代田等16	64	25	2230万	5643万	7874万
南関東第二	千葉等16	192	66	4406万	7107万	1億1514万
中部第一	富山等16	163	49	2067万	2701万	4768万
中部第二	岐阜北等3	68	16	507万	701万	1209万
近畿第一	福島等10	28	15	259万	939万	1199万
近畿第二	大津等17	218	56	2359万	3686万	6045万
中国	松江等20	293	93	1756万	2595万	4352万
四国	松山東等5	76	18	630万	919万	1550万
九州第一	中福岡等11	154	71	2422万	3607万	6029万
九州第二	熊本東等8	137	67	2041万	2903万	4944万
計	164カ所	1,987	733	2億6390万	4億3513万	6億9904万